

受取代理実施要綱様式5の記載例

○ 分娩費用が60万円の場合（42万円を超える場合）

様式4 受取代理申請受付通知書 の

「また、貴院が受領することができる額の上限は、出産育児一時金等の支給額42万円（産科医療補償制度による加算対象出産ではない場合は39万円）と付加給付相当額（80,000）円の合計額（500,000）円（産科医療補償制度による加算対象出産ではない場合は（470,000）円）となります（多胎の場合は、これに、出産数を乗じた額となります。）。

上記の合計額50万円が 様式5の「出産費用請求報告書」の請求金額の上限額になる。この場合50万円を医療機関が受け取り、さらに分娩費用60万円のうち、残り10万円は窓口で妊婦さんが医療機関へ支払う。

○ 分娩費用が30万円の場合（42万円を超えない場合）

様式4 受取代理申請受付通知書 の

「また、貴院が受領することができる額の上限は、出産育児一時金等の支給額42万円（産科医療補償制度による加算対象出産ではない場合は39万円）と付加給付相当額（80,000）円の合計額（500,000）円（産科医療補償制度による加算対象出産ではない場合は（470,000）円）となります（多胎の場合は、これに、出産数を乗じた額となります。）。

上記の合計額50万円が上限額であるが、分娩費用が42万円未満であるため、様式5の「出産費用請求報告書」の請求金額は、30万円となる。50万円との差額の20万円は、保険者から妊婦さんへ振り込まれることになる。